

# 高齢者悪質商法被害防止月間

2025年09月10日

東大和市市民生活課では東大和市役所入口ホールで標題のキャンペーンを実施しており、写真の掲示及び関係資料の配布も行っておりますので、市役所にお立ち寄りの際は是非ご覧下さい。詳細は下記資料を確認(タップ願います)下さい。この資料には

- ◎ 悪質商法にレッドカード!! (東京都消費生活総合センター)
- ◎ 法律相談センター(弁護士会法律センター)

も含まれておりますので、併せてご覧下さい。



気をつけて!



# 悪質商法は

# 高齢者のみなさんを狙っています!!

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。普段から「私たちは狙われている」と自覚し、悪質商法の手口やその対策について知っておくようにしましょう。

## 高齢者が狙われやすい悪質商法の手口

### 点検商法

「水道水の点検に来ました」「無料で家の耐震診断をしてあげます」などの理由で家に上がり込み、「今すぐ工事をしないと危ない」などと危言をあげて高額な工事の契約を迫ります。



- 対策**
- 「点検します」「調査します」と言われても気軽に家にあげない。
  - その場で契約せず、必ず家族や身近な人に相談する。

### 催眠商法

「来てくれたらプレゼントをあげます」「特別に格安で商品を販売します」などの文句でせまい空間に人を集めて興奮状態にし、いきおいで高額な商品を売りつけます。



- 対策**
- 「タダより高いものはない」を肝に銘じて、誘惑につられないように注意する。

### 当選商法

突然「あなただけ特別に選ばれました」「当選しました」などのハガキや電話がきて、「つきましては賞品の受け取り手数料を振り込んでください」などとお金を要求してきます。



- 対策**
- 応募してないのに当選することはないので、覚えがないものは無視する。

### 利殖商法

「絶対にもうかる」「元本保証」「値上げ確実」など甘い言葉ばかりを並べて投資や株の購入などを誘います。



- 対策**
- 投資にはリスクがつきもの。「必ずもうかる」など断定的に利益をうたうことは法律で禁止されており、それを言われたら「あやしい」と思うこと。

## 悪質商法の被害にあわないための5つの心得

- その1** 高額な買い物や契約をするときは、一人で判断せず、必ず誰かに相談する
- その2** 不必要な訪問販売や勧誘の人は家にあげない
- その3** 断るときは「いりません」「必要ありません」とはっきり言う
- その4** 「甘すぎる話にはワナがある」と疑ってかかる
- その5** 「困った」「心配だ」というときは、できるだけ早く消費生活センターなどに相談する



一人で悩まず  
まず相談！

**消費者ホットライン ☎188 (イヤヤ!)**  
お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります

勧められて買ったけど  
やっぱり  
必要ないかも…

# そんなときは クーリング・オフを 利用しましょう

## クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘で思わず契約をしてしまった場合、法律で定められた期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で契約を解約できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消耗品など、一部適用されないものもあります。



## クーリング・オフができる主な取引と期間

クーリング・オフは適用対象ごとに期間が定められていますので、早めに通知することが肝心です。

※通信販売はクーリング・オフ対象外ですが、返品特約の表示がない場合、商品が届いた日を含め8日間は送料消費者負担で返品ができます。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗内での訪問販売（キヤップセールス、アポイントメントセールス、SF直送では店舗契約を含む）	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	エスタティメントサービス、美容医療、習字教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所での、現金高を含む原則全ての物品を、事業者が消費者から買い取る契約	8日間
遠隔販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

## クーリング・オフできるかチャートで確認（訪問販売を例に）

クーリング・オフをするには条件があります。あなたの結んだ契約が、その条件を全て満たしているかどうかをチャートで確認してみましょう。

### Q1 契約場所は自宅や路上など「営業所以外の場所」ですか？

契約した場所が営業所でも、商品が自宅へ送られて来ていた場合は「営業所以外の場所」として、クーリング・オフの対象となります。ただし、訪問販売の場合は「アポイントメントセールス」による場合は、クーリング・オフは不可です。



### Q2 契約書を受け取って「8日以内」ですか？

契約書をもとっていないが、契約書にクーリング・オフの告知がない、電話や数回など内線に手紙がある場合は、8日を過ぎてもクーリング・オフは可能です。



## クーリング・オフの方法

- はがき（簡易書留）や内容証明郵便など証拠の残る書面で行います。
- 「契約を解除する」旨を明記し、振込金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
- はがきの場合は、両面コピーをとり保留します。
- クレジット契約をした場合は、債権会社にも「契約を解除する」旨を通知します。

東大和市消費生活センター 電話 042-563-2111（内線 1713）



**「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!!**

**点検商法**

**「早く交換した方がいい」など不安をあおられ契約を迫られた!**



**ここに注意**

- その場で判断しない。
- 点検と言われても安易に信じない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。



分電盤・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

**見逃さない**

- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。



**架空・不当請求**

**身に覚えのない請求がきた!**



**ここに注意**

- 見覚えのない電話番号にはすぐに出ない。
- 安易に住所、氏名、生年月日など個人情報は教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

架空・不当請求には、電話のほか、SMS(ショートメッセージサービス)、電子メールを送りつける手口もあります。

**見逃さない**

- 防犯機能付電話機の活用を促す。

東京都消費生活総合センター  
架空請求専用電話  
**☎03-3235-2400**



**「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!!**

**通信販売トラブル**

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



**ここに注意**

- SNSやネット上の情報を安易に信用しない。
- 安さを強調した広告に注意する。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット\*で保存する。

**!**  
通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

\*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

**見逃さない**

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。



**電話勧誘  
トラブル**

海産物購入をしつこく勧められた!



**ここに注意**

- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否する。
- 代金は絶対に支払わない。

**見逃さない**

- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。



訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

## 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキなど文書で通知することもできます。

### クーリング・オフ手続きについて(メール等の場合)



契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に通知します。



送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。



支払った代金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

### 通知書の例

宛先:xxxx@xxxx.co.jp  
件名:クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。  
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇〇〇  
□□営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇年〇月〇日  
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

**専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。あきらめないで、まずは相談を!**

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

**困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。**

### 東京都消費生活総合センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

#### 消費生活相談

**☎03-3235-1155**

受付時間:月~土曜日 午前9時~午後5時  
(日・祝日・年末年始は除く)

消費者ホットライン 局番なし **☎188**

お近くの消費生活相談窓口につながります  
利用できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

### 消費生活センターって どんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

**本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。**

相談内容がはっきりしている方は、こちらもご利用ください

予約受付先 ☎042-548-1190

受付時間/月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

### 高齢者・障がい者専門法律相談

財産管理、遺言作成、成年後見など。

### 消費者問題法律相談

訪問販売、投資被害、詐欺商法などのトラブル。



- 面接相談 相談料30分以内  
**5,500円**(消費税込)
- 相談日 弁護士と相談者の都合により決めた日時
- 相談場所 担当弁護士事務所など
- 出張相談 相談料30分以内 **5,500円**(消費税込)  
◆別途、出張料5,500円(消費税込)及び交通費(実費)が発生します。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談

配偶者や恋人などからの身体的暴力、言葉による暴力で悩んでいる方のための相談。

- 面接相談 相談料 初回面接相談 無料  
※2回目以降は、  
30分以内 **5,500円**(消費税込)
- 相談日 弁護士と相談者の都合により決めた日時
- 相談場所 担当弁護士事務所など

### 外国人相談 無戸籍相談

在留資格、入管関係の相談、国際結婚、離婚、労働問題などの民事事件、刑事事件など法律相談。外国籍、外国籍ではなくとも、外国籍の方を当事者や相手方とする事件など。

- 面接相談 相談料 30分以内(通訳付きは60分)  
**5,500円**(消費税込)
- 相談日 弁護士と相談者の都合により決めた日時
- 相談場所 担当弁護士事務所など

### 生活保護法律相談

- 相談料 **3回まで相談無料**  
(原則、法テラスの援助を利用)
- 相談日 弁護士と相談者の都合により決めた日時
- 相談場所 担当弁護士事務所など
- 予約受付電話 **042-642-5000**
- 受付時間 月～金 9:30～12:00、13:00～16:00

2026年1月以降の予約受付先  
予約受付電話  
**042-503-5500**



## ◆◆◆ 電話相談も実施中 ◆◆◆

### ◆ 法律相談電話ガイド (10分程度)

※1件10分程度で一般的な問題について無料(通信費別)でご案内します。

相談専用電話 ☎042-548-7175

【相談日】毎週 月～金曜日 午前10時～12時(祝日・年末年始を除く)



### ◆ 犯罪被害者支援電話相談

犯罪被害に遭われた方、そのご家族やご友人等のための相談

相談専用電話 **042-548-3870**

【相談日】毎週火曜日 13:00～16:00

※弁護士が直接、電話で相談をお受けします。また、必要に応じて面接相談を行っています(初回無料)。

### ◆ 弁護士子どもの悩みごと相談

いじめ、虐待、退学など、悩んでいる子どもや周りの大人のための相談

相談専用電話 **042-548-0120**

【相談日】毎週水曜日 15:00～19:00

※弁護士が直接、電話で相談をお受けします。また、必要に応じて面接相談を行っています(初回無料)。

※法律相談センターは、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同で運営しております。

◆各法律相談事業の受付・実施は年末年始・祝祭日は除きます◆

2025年8月



弁護士会法律相談センター

八王子 立川 町田



東京三弁護士会  
多摩支部HP↑

# 法律相談センター

法律相談センターは、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同で運営しております。まずはお気軽にご相談ください

**事前  
予約制**

■相談料金 30分 **5,500**円(消費税込)

※弁護士に事件を依頼する場合には、別途弁護士費用がかかります。  
※各センターの相談時間など詳細については二次元コードでご確認ください。

クレジット・  
サラ金相談は  
**無料**

## 八王子法律相談センター

(2026年1月中旬ごろまで)



【予約受付】月曜日から土曜日  
9:30~12:00  
13:00~16:30

【相談実施日】月曜日~土曜日

【相談場所】八王子市明神町4-2-10  
京王八王子駅前ビル8階  
(京王八王子駅西口より徒歩1分)  
(JR八王子駅北口より徒歩7分)

■予約受付電話 **042-645-4540**  
またはウェブ申込み

2026年1月中旬以降

【予約受付】平日月曜日から金曜日  
9:30~12:00、13:00~16:30  
【相談実施日】水曜日・金曜日  
【相談会場】八王子市明神町3丁目19-2  
東京たま未来メッセ応接室(3階)  
(京王八王子駅3番出口から徒歩2分)  
(JR八王子駅北口から徒歩5分)

【予約受付】電話 **042-503-5496**  
またはウェブ申込み  
(2025年7月時点予定)

## 町田法律相談センター

(2025年9月まで)



【予約受付】  
木・金・土曜日 13:00~18:00  
火・木曜日 15:00~20:00

【相談実施日】火曜日~土曜日

【相談場所】町田市森野1-13-3  
竹内ビル6階  
(小田急町田駅西口より徒歩2分)  
(JR町田駅北口より徒歩4分)

■予約電話受付 **042-732-3904**  
またはウェブ申込み

2025年10月以降

【予約受付】平日月曜日から金曜日  
9:30~12:00、13:00~16:30  
【相談実施日】火曜日・木曜日  
【相談会場】町田市原町田4丁目10番20号  
ぽっぽ町田会議室  
(JR横浜線町田駅北口またはターミナル口から徒歩5分)  
(小田急線町田駅東口(カリヨン広場)から徒歩5分)

【予約受付】電話 **042-503-5494**  
またはウェブ申込み

## 立川法律相談センター



【予約受付】月曜日から土曜日 9:30~12:00、13:00~16:30  
【相談実施日】月曜日~土曜日  
【相談場所】立川市緑町7-1 立飛ビル8号館2階  
(多摩モノレール高松駅より徒歩3分)

■予約受付電話 **042-548-7790** またはウェブ申込み

